

藤岡インターチェンジ周辺農園団地
経営者募集

「いちご農園団地」で
チャレンジしてみませんか



「藤岡インターチェンジ周辺農園団地」で
イチゴを栽培してくれる農家さんを募集します

お問い合わせ：藤岡市役所 経済部 農政課
〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327
TEL：0274-40-2304 FAX：0274-24-3252
E-mail：norin@city.fujioka.gunma.jp



いちご農園団地の優位性

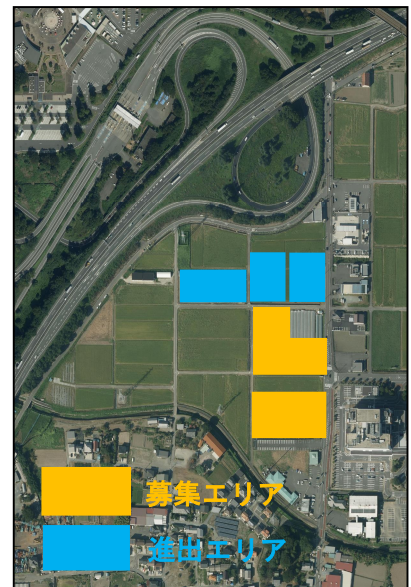
いちご農園団地の予定地は、区画整理後で形状が良く、周囲に日光を遮るものがないため、十分な日照量が期待できます。

団地近くに、人気の農産物直売所があります。

農地の概要

藤岡市中栗須地内「いちご農園団地」用農地

- ・標準区画 1区画約30a
- ※ 貸借面積の要望に応じて調整は可能です。
- ・募集面積 1.1ha
- ・賃貸借料 年間40,000円/10a（目安）
- ※ 農地の賃貸借には、農地中間管理機構を利用させていただきます。
- ・賃貸借期間 経営開始年から10年間
期間満了時更新



応募要件

- ① 直近3年以内にイチゴの生産および出荷実績があること、又は、イチゴ生産の実践研修を1年以上受講又は修了していること。
 - ② 市の認定農業者または認定新規就農者であること。（認定予定の者を含む）
 - ③ 藤岡市内で販売出荷できること。
 - ④ 税を滞納していないこと。
 - ⑤ 高設栽培システムを導入したビニールハウスを使用すること。
 - ⑥ 県育成品種「やよいひめ」の生産に協力できること。
 - ⑦ 暴力団員等でないこと。
- ※ ⑦については、採用決定後に証明書等を提出していただきます。

※ ビニールハウスの設置には、補助金制度があります。

【補助金制度の概要】

市の補助金については、施設整備や機械導入に係る費用の10分の3以内を補助額とし最大1,000万円を補助します。

群馬県にも補助金制度はありますが、現時点では未確定であり、補助要件に合致しない時は、採択されない場合があります。

募集期間

令和8年 4月 1日（水） ～ 令和9年 3月31日（水）

応募方法

「藤岡インターチェンジ周辺農園団地」応募申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、以下の提出先まで持参してください。

添付書類：施設整備工事の見積書、仕様書、内訳書、図面

※ 提出前に必ず事前相談を行います。

【提出先】

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327

藤岡市役所 経済部 農政課 農業振興係

※ 提出された応募書類は、本事業以外の目的で利用することはありません。

※ 応募書類は返却しません。

採用決定

申請書等の応募書類の内容に基づき、採用審査を実施します。

審査の結果、採用者がいない場合があります。

審査終了後に全ての応募者に通知します。